

審 議 結 果 速 報

(令和6年7月3日)

陳情6年危機管理第19号

鳥 取 県 議 会

陳 情 審 議 結 果

令和 6 年 6 月 定例会

陳情（新規）・地域県土警察常任委員会

受理番号及び 受 理 年 月 日	所 管	件 名	議決結果
6年－19 (R6.6.11)	危 機 管 理	複合災害時に対応した「原子力防災ハンドブック」の改訂を求める陳情	不 採 択 (R6.7.3)

▶陳情事項

令和 6 年能登半島地震の被災状況を踏まえると、複合災害の場合、現在（令和 6 年版）の「鳥取県原子力防災ハンドブック」に従って行動することは困難である。県民にとってより実効性のある具体的な避難計画にするために、鳥取県に対して屋内退避や避難が困難な場合の対策を追加し、内容を改訂することを求めること。

▶所管委員長報告（R6. 7. 3 本会議）会議録暫定版

鳥取県原子力防災ハンドブックは、国の原子力災害対策指針や県地域防災計画等に則り、万が一、島根原子力発電所で原子力災害が発生した際の避難手順等の基本的対応の手引きとすることを目的として、簡潔でより住民が理解しやすい内容で作成されているものであること。

同ハンドブックには、基本的な避難手順に加え、それが難しい場合の対応についても記載されており、県は毎年その内容を見直すとしていること。

以上のことから、本件陳情について改めて措置を求めるまでもないことから、「不採択」とすべきものと決定いたしました。

▶陳情理由

令和6年1月1日に、石川県能登地方を震央とするマグニチュード7.6の地震が発生し、石川県志賀町で最大震度7が観測された。これは、石川県の地域防災計画の想定を上回っていた。

この地震により、北陸電力志賀原子力発電所周辺地域では、家屋の倒壊・道路の寸断・津波・海岸線の隆起など想定外の被害が広がり、火災により焼失した地域もあった。志賀原発は長期停止中であったため、今回は深刻な放射能漏れを伴う事故には進展しなかった。しかし、大地震と原発事故が重なった場合、これまでの避難計画では対応できないことが可視化された。

令和5年の鳥取県地域防災計画〔震災対策編〕では、島根原子力発電所から2km未満南にある宍道断層39kmの想定地震をマグニチュード7.5としている。その災害シナリオとしては、「県西部の被害が大きく、境港市での建物による死傷者、負傷者数が際立つ。境港市、米子市等で地盤の液化化等により、市街地の幹線道路が通行困難となる。また、県西部南域では防災幹線道路が随所で被害を受け、道路ネットワークが機能しない。このため、孤立集落が多数発生し、空路により救援を行う。車中泊をする避難者の報告がある」との記載がある。

このように、島根原発の直近にある宍道断層が起こす地震と原発との複合災害が生じた場合、能登半島地震と同様に、屋内退避や避難ができない場合が考えられる。「原子力防災ハンドブック」どおりの行動が難しい場合として、次のようなものがある。

- 1 テレビや携帯電話が使えず、個人として状況把握が難しい場合（地震の被害が大きい時、停電やインターネット環境が使えない状況等が起きることが想定される。）
- 2 U P Z 圏内では屋内退避が基本となるが、本震で家屋が損壊した時、強い余震が続く中で屋内に留まるリスクが大きくなる場合又は窓や壁等の損傷により屋内退避の効果がない場合
- 3 家屋倒壊等で負傷し、救助が必要な場合
- 4 避難が必要な事態となっても、道路状況等により移動が難しい場合
- 5 避難が必要な事態となっても、バスが被災現場に入れない場合
- 6 コンクリート屋内退避施設や避難場所への移動が困難な在宅の避難行動要支援者の場合
- 7 道路状況や職員の被災等で安定ヨウ素剤を受け取れない場合

大地震に被災した後、原発事故による高線量下が続く場合、被ばくを防ぐためにどのようにすれば良いのか、米子市及び境港市と協議し、上記1から7までの対策を原子力防災ハンドブックに追加し、改訂版を県民に配布していただきたい。

▶提 出 者

原子力防災を考える県民の会

現 状 と 県 の 取 組 状 況

危機管理部（原子力安全対策課）

【現 状】

- 1 鳥取県原子力防災ハンドブックは、国の原子力災害対策指針や県地域防災計画等に則り、万が一、島根原子力発電所で原子力災害が発生した際の避難手順等の手引きとして、原子力災害の特徴やその時の必要な対応、放射線の基礎知識、日頃からの備えなどについてまとめたものである。
- 2 複合災害の場合には、安全確保を最優先することとし、主に次の内容を記載している。
 - ① 天候が回復するなど安全が確保されるまでは屋内退避を優先すること、必要な場合には屋内退避から避難に切り変わることがあること
 - ② 家屋が倒壊等した場合にはコンクリート屋内退避施設や市が開設する近隣の指定避難所等や避難先へ避難すること
 - ③ 避難先に避難できないときは県が避難元市及び避難先市町と調整して別の避難先を決定し迅速にお知らせすること
- 3 原子力事故が発生した場合は、事故の詳しい内容や今後の必要な対応等について、県ホームページ、テレビ、ラジオ等の多様な手段で知らせることを原子力防災ハンドブックに記載している。

【県の取組状況】

- 1 原子力防災ハンドブックは、地域防災計画や広域住民避難計画など計画の改訂や、原子力災害対策指針の改正により得られた知見を踏まえ、原子力安全顧問の確認、2市と調整しながら、毎年その内容を見直し、常に最新の状況を反映して作成している。
その他、避難の実効性向上を目的に避難経路等を示した「地区別避難計画パンフレット」を作成し、UPZ全戸配布されており、市においても説明会を開催され、理解の向上に努めている。
- 2 令和6年版の原子力防災ハンドブックは、県下のすべての世帯に加え、UPZ内の高等学校及び工業高等専門学校、自衛隊、警察、消防、各市町村などにも配布した。また、大型商業施設やコンビニエンスストアにも配架し、広く住民に原子力防災に係る避難手順等を知っていただくための対策を講じている。
- 3 更に、県ホームページや原子力防災アプリでも公開しており、また、県内に在住する外国人向けの多言語版や、視覚障がい者向けの点訳版、小・中学生に向けてわかりやすく内容を編集したパンフレットなども作成し、広く原子力防災に係る情報の発信に努めているところである。
- 4 原子力災害では、いかに放射線を避けるかが重要であり、放射線と距離を取ることや段階的な避難を整然かつ冷静に行うこと等について、講演会の開催等によっても理解・普及啓発を図っている。
引き続き、最新の知見を踏まえながら、より県民が分かりやすいものとなるように見直していく。